

## 注記事項

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法  
 その他有価証券 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（時価のないものは総平均による原価法）
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法  
 商品 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
 有形固定資産 定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法です。  
 なお、主な耐用年数は次のとおりです。  
 建物 7～34年  
 無形固定資産 定額法。なお、ソフトウェア（自生協利用）については、利用可能期間（5年）に基づく均等償却をしています。  
 リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。  
 長期前払費用 定額法。
- (4) 引当金の計上基準  
 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。  
 ポイント引当金 供給促進を目的として宅配及び店舗にて付与されたポイントの交換に備えるため、付与ポイントの未行使残高をポイント引当金に計上しています。  
 賞与引当金 職員の次年度夏季一時金の支給に備えて、支給見込額を基礎として算定計上しています。  
 退職給付引当金 職員の退職金の支給に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の時価額に基づき計算した金額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しています。
- (5) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。
- (6) 貸借対照表、損益計算書、附属明細書の金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供されている資産

## ①担保に供している資産

土地	638,883 千円
建物	26,340 千円
計	665,223 千円

当該担保に供している資産は、当座借越契約に対するものでありますが、当期末において借入実行残高はありません。

- (2) 保証債務等

日本生活協同組合連合会（生活協同組合連合会コープネット事業連合への仕入債務）

日本生活協同組合連合会 1,981,734 千円

- (3) 事業連合に対する債権・債務

未収金	48,158 千円
長期未収金	17,069 千円
立替金	14,575 千円
買掛金	2,481,363 千円
未払金	191,551 千円

- (4) 役員に対する金銭債権または金銭債務

## ①理事に対する金銭債権または金銭債務

金銭債務 15,584 千円

- ②監事に対する金銭債権または金銭債務  
なし

### 3. 損益計算書に関する注記

(1) 事業連合にかかわる取引高

仕入高	18,335,496 千円
分担費	575,560 千円
事業広報費	373,969 千円
委託料	147,383 千円
消耗品費	113,512 千円
その他	373 千円

(2) 特別損益

①固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

器具備品	31 千円
------	-------

②その他の特別利益の内容は、次のとおりです。

債務消滅益	23,518 千円
-------	-----------

③固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

建物	4,363 千円
機械装置	1,012 千円
器具備品	93 千円
撤去費用	9,098 千円

(3) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
SM店 2店	店舗	土地・その他	42,775
賃貸資産 3件	賃貸・分譲用地	土地・その他	82,447
合計			125,223

当生協は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位としてグルーピングしています。土地の時価が著しく下落した事業所または事業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業所について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

資産の種類別の減損損失の内訳は以下のとおりです。

種類	事業所数	遊休資産の数	減損損失(千円)
土地	4	—	114,548
建物	2	—	2,325
構築物・機械装置・器具備品	4	—	5,349
その他	1	—	3,000
合計			125,223

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しており、正味売却価額については固定資産税評価額をもとに不動産鑑定評価基準または公示価格相当額を基礎として評価しており、その他固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しています。

また、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.0%で割り引いて算定しています。

(4) 法人税等

法人税等には、法人税、住民税、地方法人特別税および事業税を計上しています。

(5) 教育事業等繰越金

当期繰越剰余金には、前事業年度の剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金 5,000 千円が含まれています。

### 4. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

正規職員の退職の退職給付に備えるため、退職一時金制度、確定給付型企业年金制度（日生協企業年金基金第1制度および日生協企業年金基金第2制度）および確定拠出型企业年金制度を採用しています。

なお、正規職員（エリア・専任）、キャリアパート職員等は退職一時金制度のみを採用しています。

(2) 確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	738,584千円
退職給付費用	43,465千円
退職給付の支払額	△ 32,708千円
制度への拠出額	△ 35,066千円
退職給付引当金の期末残高	714,275千円

②退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,124,702千円
年金資産	△410,427千円
退職給付引当金	714,275千円

③退職給付に関連する損益

退職給付（勤務費用）	43,465千円
他生協等への出向者の退職負担金	△ 11,570千円
退職給付費用	31,894千円

(3) 確定拠出年金制度について

確定拠出制度への要支給額は、15,825千円です。

(4) 日生協企業年金基金第1制度について

職員については厚生年金基金から移行した日生協企業年金基金第1制度に加入しており、要拠出額を退職給付費用として処理しています。

当年度の日生協企業年金基金第1制度への掛金拠出額は12,410千円です。

なお、日生協企業年金基金第1制度の積立状況及び当組合の掛金拠出割合は下記のとおりです。

① 制度全体の積立状況に関する事項

年金資産の額	38,446,614千円（2015年3月20日）
年金財政計算上の給付債務の額	31,229,333千円（2014年3月末日）
差引額	7,015,281千円

② 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 0.64%（2015年3月現在）

③ 補足説明

給付債務の額は2014年3月末日時点、年金時価資産額は2015年3月20日時点に表示しているため1年のずれがあります。この差引額は、7,015百万円となっていますが、給付債務の額は1年分が追加されるため、差引額は減少します。

2014年3月末日時点の繰越剰余金は、4,295百万円で過去勤務債務残高はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）

ポイント引当金	33,161千円
賞与引当金	21,585千円
未払事業税	14,413千円
その他	7,093千円
合計	76,253千円

繰延税金資産（固定資産）

減損損失	352,567千円
退職給付引当金	197,568千円

資産除去債務	74,655 千円
その他	<u>22,806 千円</u>
小計	647,598 千円
評価性引当額	<u>△450,030 千円</u>
合計	197,568 千円

繰延税金負債（固定負債）	
建物（資産除去債務相当）	<u>31,226 千円</u>
合計	<u>31,226 千円</u>
繰延税金資産（固定資産）の純額	<u>166,342 千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときのその差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	29.40%
(調整)	
評価性引当額	△22.25%
住民税均等割	2.22%
受取配当金	△ 0.81%
その他	<u>△ 2.61%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.95%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2014年法律第10号)が2014年3月31日に公布され、2014年4月1日以後に開始する事業年度より復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、2015年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の29.40%から27.66%となります。

これによる影響は軽微であります。

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

必要な資金は主に組合員出資金の増資および銀行借入金で調達しています。資金運用については一時的な余裕資金を安全性の高い金融資産（定期預金）で運用しています。なお、投機的な取引は、生協法施行規則第198条にもとづき行っていません。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

供給未収金に係る組合員の信用リスクは、組合員ごとの未収金管理を行い、リスクの低減を図っています。

関係団体等出資金については、定期的に発行団体の財務状況を把握しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額があるものは次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難なものは表示していません。

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預金	3,517,939	3,517,939	—
供給未収金	1,828,158	1,828,158	—
事業連合買掛金・買掛金	2,634,815	2,634,815	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金預金・供給未収金・買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(注2) 関係団体等出資金(帳簿価額 1,268,483 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価による表示を行っていません。

(注3) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

科目	1年以内	1年超5年以内	5年超	計
現金預金	3,517,939	—	—	3,517,939
供給未収金	1,828,158	—	—	1,828,158

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用に関して、対象物件は重要性に乏しい為、開示を行いませんでした。

## 8. 資産除去債務に関する注記

### (1) 資産除去債務の概要

店舗や宅配センター等の施設の一部は、不動産賃貸借契約および事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸借期間終了における原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

### (2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該固定資産の経済的耐用年数とし、割引率は2.0%（20年以上30年未満）と2.5%（30年以上）を採用しています。

### (3) 資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高は、次のとおりです。

期首残高	257,234 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 千円
見積りの変更による増加額	1,546 千円
会計方針の変更による増加額	6,263 千円
時の経過による調整額	4,860 千円
資産除去債務の履行による減少額	— 千円
資産除去債務の免除による減少額	— 千円
期末残高	269,905 千円

### (4) 会計上の見積りの変更

不動産賃貸借契約および事業用定期借地権契約における原状回復義務に関する資産除去債務について、店舗事業戦略の新たな展開の中で建築資材価格の高騰など新たな情報を入手したことに伴い、会計上の見積り額の変更を行っております。

これによる影響は軽微であります。

### (5) 会計方針の変更

一部の不動産賃貸借契約において、原状回復義務が契約で規定されており、当該契約に関連する敷金が資産計上されているときは、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用していましたが、当事業年度より、全ての不動産賃貸借契約等にかかる原状回復義務に関し、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上する方法に変更いたしました。

これは、上記の会計上の見積りの変更により原状回復義務にかかる資産除去債務の金額の重要性が増したことに伴い、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上する方法が、財政状態をより適切に反映できることから実施いたしました。

当該会計方針の変更に伴い遡及適用した場合における過年度の決算関係書類に与える影響は軽微であることから、遡及適用を行っておらず、当事業年度の損益として処理しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 事業連合

該当する取引はありません。

### (2) 事業連合の子会社および会員生協

該当する取引はありません。

### (3) 役員およびその近親者

該当する取引はありません。